吹田民主商工会
いんふぉめ～しょん

吹田市川園町20－1
TEL (06) 6383－2211
FAX (06) 6382－8190
http://www.suita-minshou.com
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の昼2時・夜7時
なんでも相談会

国保都道府県化
大阪府国保統一化の動き

3月24日、大阪社会保障推進協議会主催で「大阪府国保統一化に反対する緊急学習決起集会」が大商連会館で行なわれました。事務局長の寺内順子さんから国保都道府県化の国と大阪府の動きについて詳しく報告がありました。

保険料引上げ　減免、制裁も統一基準に

寺内さんの報告によると、大阪府が再来年２０１８年４月の国保都道府県化に向けて、「大阪府国民健康保険運営方針」の策定が進められ、国が必要とはしていない大阪府下全市町村の保険料率の統一を目指す動きがありとのことです。実施されれば吹田では保険料が引上がります。この統一保険料は試算も行なわれないまま進められています。さらに保険料の市町村の減免基準や保険証の制裁措置（短期保険証・資格証明書）発行基準、滞納処分（財産調査・差押え）などの基準も統一させることが検討されています。統一保険料、減免・制裁の統一基準は自治体の権限を奪う地方自治の否定と寺内さんは指摘しています。これらを３月29日に行なわれる実務担当者の会議で取りまとめが行なわれようとしています。

大阪社保協は29日に行われる実務担当者の第３回調整会議に向けて

① 保険料試算抜きに「統一保険料」との結論を拙速に出さないこと。

② 被保険者の苦しみは「高すぎる保険料」であり、保険料負担を軽減するために 市町村が独自の判断で実施している一般会計法定外繰入を否定するような取りまとめをしないこと。

③ 「統一減免」など地域の歴史と市町村の権限を無視したとりまとめをしないこと。

④ 以上、市町村の権限を一律に否定するような地方自治を尊重しない取りまとめ を行わないこと。

の４点を大阪府「国保統一化」に対する意見と要望』として大阪府と調整会議の委員へ出されています。

吹田社保協国保部会でも緊急で署名活動を始めました。吹田民商では28日までの４日間で３０４名を集めて大阪府と３市町村の調整会議委員にＦＡＸで送りました。

緊急の署名に応えた会員さんの声

江坂東支部　販売修理業
また値上げされるとかなわない。署名で意見をあげないといけない

山田支部　サービス業
吹田の減免基準は多くの人が助かっている。私は一人で相談にいきますが、職員さんがよく考えてくれています。

国民年金の特別催促状が送られています

吹田年金事務所より３月中旬に国民年金保険料の未納者に対して「特別催促状」が送付されています。時効が適用されない２年の間の保険料について、一括納付か、年金事務所への納付相談を求める内容です。ご相談は民商事務所へご連絡ください。

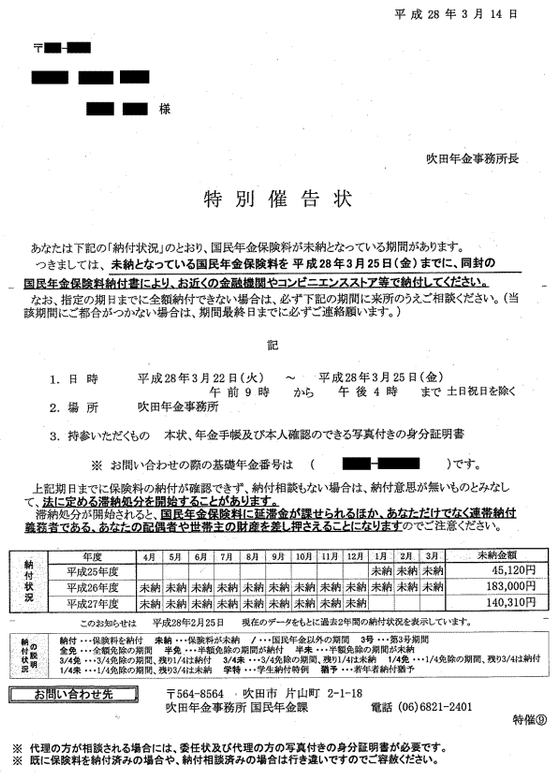

平成 28 年 3 月 14 日

〒■-■■
■■■■
■■ 様

吹田年金事務所長

特 別 催 告 状

あなたは下記の「納付状況」のとおり、国民年金保険料が未納となっている期間があります。
つきましては、**未納となっている国民年金保険料を 平成28年3月25日（金）までに、同封の国民年金保険料納付書により、お近くの金融機関やコンビニエンスストア等で納付してください。**
なお、指定の期日までに全額納付できない場合は、必ず下記の期間に来所のうえご相談ください。（当該期間にご都合がつかない場合は、期間最終日までに必ずご連絡願います。）

記

1. 日 時　　平成28年3月22日（火）　～　平成28年3月25日（金）
　　午 前 9 時　　から　　午 後 4 時　　まで 土日祝日を除く
2. 場 所　　吹田年金事務所
3. 持参いただくもの　本状、年金手帳及び本人確認のできる写真付きの身分証明書

※ お問い合わせの際の基礎年金番号は　（　■■-■■■　）です。

上記期日までに保険料の納付が確認できず、納付相談もない場合は、納付意思が無いものとみなして、**法に定める滞納処分を開始することがあります。**
滞納処分が開始されると、**国民年金保険料に延滞金が課せられるほか、あなただけでなく連帯納付義務者である、あなたの配偶者や世帯主の財産を差し押さえることになります**のでご注意ください。

納付状況	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	未納金額
	平成25年度										未納	未納	未納	45,120円
	平成26年度	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	183,000円
	平成27年度	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納				140,310円

このお知らせは　平成28年2月25日　現在のデータをもとに過去2年間の納付状況を表示しています。

納付状況の説明
納付 …保険料を納付　未納 …保険料が未納　/ …国民年金以外の期間　3号 …第3号期間
全免 …全額免除の期間　半免 …半額免除の期間が納付　半未 …半額免除の期間が未納
3/4免 …3/4免除の期間、残り1/4は納付　3/4未 …3/4免除の期間、残り1/4は未納　1/4免 …1/4免除の期間、残り3/4は納付
1/4未 …1/4免除の期間、残り3/4は未納　学特 …学生納付特例　猶予 …若年者納付猶予

お問い合わせ先　〒564-8564　吹田市 片山町 2-1-18
吹田年金事務所 国民年金課　電話 (06)6821-2401
特催⑨

※ 代理の方が相談される場合には、委任状及び代理の方の写真付きの身分証明書が必要です。
※ 既に保険料を納付済みの場合や、納付相談済みの場合は行き違いですのでご容赦ください。

保険料が払えない場合は免除の申請を

前年所得によって、免除される率が決められます。全額免除、４分の３免除、２分の１免除、４分の１免除があります。基準は扶養親族の人数や所得税の所得控除額等によって変わります。目安はありますが、あくまで目安です。払えない場合はまず申請してみてください。免除された場合でも納付すれば年金の受給資格要件の期間に１ヶ月として算定されます。年金受給額は免除によって変わります。老齢基礎年金を含め、障害年金や遺族年金の受給資格要件にも関わります。免除申請は必ず行ないましょう。

保険料免除の所得の目安

	全額免除	4分の1納付	2分の1納付	4分の3納付
標準4人世帯 夫婦・子2人で 子は2人とも16歳未満	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 夫婦のみ	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

国民年金保険料の免除と年金受給額の関係の図

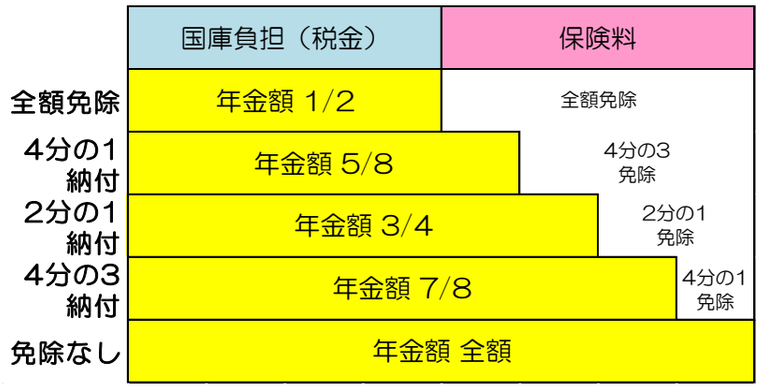

お買い物は地元の市場商店街で・商工業者の繁栄は市民とともに！